

鎌倉市職員労働組合旧901会議室における退去拒否と占拠について参考人を招致し、意見聴取を行うことを求める動議

鎌倉市職員労働組合旧901会議室における退去拒否と占拠について、地方自治法第115条の2第2項の規定により、次のとおり参考人を招致し、意見聴取を行うことを求める。

よって、これを動議として提出する。

平成27年12月17日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	中	澤	克	之
同	同	上	松	中	健	治

記

1 日 時

平成27年12月18日（金） 午後4時

2 場 所

鎌倉市議会本会議場

3 案 件

鎌倉市職員労働組合旧901会議室における退去拒否と占拠について

4 参考人の指名

芳賀 秀友（鎌倉市職員労働組合中央執行委員長）

小原 芳則（前鎌倉市職員労働組合中央執行委員長）

加藤 洋二（鎌倉市職員労働組合現業職員評議会会長）

5 意見を求める事項

（1）旧901会議室を市曰く不法占拠する件についての主張、弁明

（2）公文書改竄、遅刻等、懲戒を受けながら旧901会議室を占拠する理由